わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70 | 湯島：1971－93 | 和光：1994－

57期（2003/平成15年）

実務修習の思い出

会員　國塚 道和（57期）

57期は、前期・後期の全体修習が半年、実務修習が1年の合計1年半が修習期間でした。全体修習のクラスでもいろいろな思い出がありましたが、やはり実務修習での思い出が強く残っています。

私は福井県での修習でした。それまで福井県には一度も行ったことがなく、ではなぜここに決まったかと言いますと、当時は修習の希望地を出した後、修習先も含めた面談を行う場があったのですが、ここにさかのぼります。面談は修習所の複数の部屋で行われ、次の面談者は廊下で待機していました。私の部屋の前の面談が終わらず、私が待機している間他の部屋では入れ代わり部屋への出入りがあるものの、なかなか私の番になりません。20分ほど経ったころでしょうか、前の方が部屋から凄い形相で出てきました。私が代わりに入室したところ、ちょうど前に面接官が座っており、苦虫をかみつぶしたような表情をしていました。面接官が私に「そこに座って」とぶっきらぼうに言った後、机の上にあった私が出した書面をみた途端、表情が一変し「全一任！全一任でいいのか！」と前のめりで話をされました。続けて面接官は、「今も変わってないね？」と確認してきました。私が、「変わりありません」と話すと、面接官は、「それでは今日はもう結構です」と入室してから30秒も経たずに面接が終了しました。そんなことで、縁もゆかりもなかった福井県に修習先が決まったのです。

福井での当時の修習生は8人で、この時期福井弁護士会の登録人数が40人超だったことを考えると、修習生の受け入れに積極的だったことがわかります。最初の修習は検察修習で、熱心な指導担当検事の下で、取調べや刑事事件の実務的なことの基礎を学びました。次のクールは弁護修習で、私の指導担当弁護士であった北川恒久弁護士には、弁護士としての心構え、仕事のやり方、法律相談や打ち合わせの進め方、事務所運営など実務的な多くのことを学びました。そしてなにより、現在も私のライフワークである「民暴事件」についての大家であり、レジェンドでもあった同弁護士から、民暴事件のスピリットの注入を受けることができました。業務外でも頻繁に酒食に連れて行っていただくなどして、本当に感謝しております。次の民事裁判修習では、穏やかな部長、頭の切れる右陪席、熱心な指導の左陪席の下で、起案を多くさせていただきました。ここでの事実関係に争いのある案件の起案は今もよく覚えています。最後の刑事裁判修習では、厳しい部長ではありましたが、刑事事件の裁判所の考え方、基礎について多くのことを学びました。今でも刑事弁護で裁判所の考え方を知る参考としています。

そして8人の修習生の仲間たち。弁護士が6人、裁判官1人、検察官が1人が進路でした。8人の結束は固かったと思います。もちろん、8人いれば、考え方や感じ方がそれぞれなので、喧嘩をしたこともありましたが、誕生日には皆で祝い、部屋で酒盛りをしたり、修習生だけで県内や隣接地に旅行にも何度か行きました。また、修習所を出てから20年目には、福井県で同期会を開いて、旧交を温めることもしています。

わたしにとって、実務修習時代の1年はかけがえのない思い出なのです。